

2020年10月7日

【声明】「1年単位の変形労働時間制」導入についての道教委意向調査にあたって
当事者である教職員の声を無視した条例制定の手続きは認められません

北海道高等学校教職員組合連合会 中央執行委員長 尾張 聡
全北海道教職員組合 執行委員長 川村 安浩

北海道教育委員会（道教委）は、「1年単位の変形労働時間制」導入を可能とするための条例整備にあたって検討材料とするため、道立学校および市町村教委に対し、その意向を調査しました。

●当事者である教職員を無視した意向調査は許されません

道教委は、この意向調査を9月9日に通知し、9月24日を期日として実施しました。回答にあたっては、文科省の「手引き」や「動画」を参照し、「本制度の理解を深め」と示されているのみで、管理職の一存で判断できるものとなっています。さらに市町村教委あての通知では「所管の学校の意見も伺いながら」としながらも、各学校に通知が届く日数を考慮すれば、回答までの期間はほんの数日しかありません。

道高教組・道教組が実施した「緊急アンケート」では、「1年単位の変形労働時間制」について管理職からの説明があったとの回答は24%、制度導入に関する意見を聞かれたとの回答は4%にとどまっています。ほとんどの学校では、検討も教職員への意向確認もされていません。

「1年単位の変形労働時間制」導入は、1日8時間労働という大原則を壊す労働条件の大きな変更であり、当事者である教職員を無視した意向調査は許されるものではなく、断固抗議します。

●道教委の意向調査の結果と現場の教職員の声には大きな乖離があります

道教委は、意向調査の回答状況について、「すべての道立学校および市町村教委から回答があった」とし、「令和4年度以降からの導入も含め『活用できるよう検討したい』との回答は、道立学校、市町村教委ともに約8割あった」としています。

一方、道高教組・道教組が実施した「緊急アンケート」では、「活用したい」との回答はわずか6%にとどまっており、道教委の意向調査とはあまりにも大きな乖離があります。「活用したくない」との回答は50%で、半数の教員は制度の活用に否定的です。

また、「緊急アンケート」では、「どちらともいえない」との回答が44%にも上っています。当事者である教職員に対し、制度の趣旨が十分に周知されていないままに、条例制定への手続きが進められていることも問題です。

道教委は、制度を導入することとなった場合にリーフレットを作成配布するとしていますが、条例制定の前に必要な情報を周知した上で、各学校において、すべての教職員による検討、意向の確認を行うべきです。

●文科省は、条例制定にあたって「まずは、各学校で検討」するとしています

文科省は、各都道府県・政令市での条例制定を求めるにあたり、「まず、各学校で検討の上、市町村教育委員会と相談し、市町村教育委員会の意向を踏まえた都道府県教育委員会において、省令や指針等を踏まえて条例等を整備する」としています。

既に「1年単位の変形労働時間制」が導入されている民間では、過半数労働組合、それがなけれ

ば労働者側の過半数を代表する者と労使協定を締結することが条件とされています。文科省が作成した動画でも、「民間向けの制度をベース」にしたと説明しています。

条例制定にあたっての手続きについて、道教委は、道議会での答弁で「国からは、一つの例として示されたものでございまして、こうした手続きが望ましいとは考えておりますが...必ずしも、この手続きに従う必要はない旨の、見解が示されているところでございます」としており、教職員の意向を無視した手続きを正当化しています。しかし、仮に、国が示した手続きが「一つの例」であるとしても、学校での検討、教職員の意向を無視した手続きは、制度の趣旨に照らして適切ではありません。

●少人数学級実現や教職員の大幅増員などの抜本的改善をこそ行うべきです

学校の長時間過密労働の実態は深刻です。多くの教職員は、もう身体が持たないかもしれないという不安を抱えながら、現状を何とかしてほしいという切実な願いをもって今日も子どもたちの前に立っています。今年度は、さらに、新型コロナウイルス感染症に関する様々な対応等により、現場の教職員にはいっそう深刻な負担が生じています。

文科省が作成した「手引」や「Q&A」に、「これを単に導入すること自体が日々の教師の業務や勤務時間を縮減するものではありません」とされているとおり、制度導入に時間外労働を縮減する効果はまったくなく、むしろ個々の教職員に、意に沿わない長時間労働を押しつけるものです。所定の勤務時間を延ばすことにより、時間外勤務を見かけ上減少させることで長時間過密労働が改善されたかのように見せるまやかさに過ぎません。

さらに、制度の活用には厳格な勤務管理が必要になるため、ただでさえ、「時間外勤務の上限」や「出退勤の記録」などの管理・運用に追われている管理職や事務職員には新たに相当な業務負担が発生することになります。国の掲げる「働き方改革」とは逆行するものです。

異常な長時間過密労働解消には、「1年単位の変形労働時間制」導入ではなく、少人数学級実現や教職員の大幅増員などの抜本的改善をこそ行うべきです。少なくとも、現場の声を無視した手続きにより条例を制定させることは認められません。

私たちは、長時間過密労働の解消と子どもたちの健やかな成長のために、教職員のみならず、広範な保護者・市民、労働団体によびかけ、「変形」ではなく「せんせいふやそう」の声をますます大きくしていく決意です。